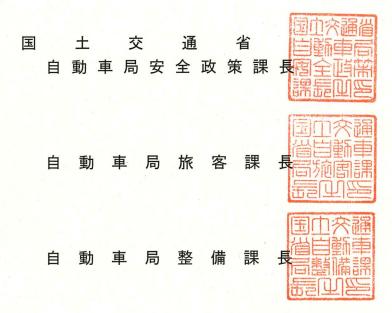


国自安第112号の2 国自旅第162号の2 国自整第169号の2 平成29年9月29日

公益社団法人日本バス協会会長殿



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局(関東・近畿を除く)自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会(貴連合会)においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



```
国自整第 47号
  平成20年 9月28日
一部改正 国自安第117号
     国自旅第194号
     国自整第
          91号
  平成21年11月20日
            6号
     国自安第
一部改正
            8号
     国自旅第
            6号
     国自整第
  平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
     国自旅第246号
     国自整第145号
  平成23年 3月31日
一部改正
    国自安第
          76号
     国自旅第169号
     国自整第147号
  平成24年 4月16日
一部改正
     国自安第
          3 4 号
     国自旅第206号
     国自整第 56号
  平成24年 6月29日
一部改正 国自安第
          48号
     国自旅第223号
     国自整第
          70号
  平成24年7月18日
     国自安第105号
一部改正
     国自旅第331号
     国自整第158号
  平成24年11月22日
一部改正
     国自安第
          16号
     国自旅第
          14号
     国自整第
           2 4 号
  平成25年 5月15日
一部改正 国自安第
           70号
     国自旅第
           82号
           8 4 号
     国自整第
  平成25年7月26日
一部改正
     国自安第127号
     国自旅第203号
```

```
国自整第
           47号
  平成20年 9月28日
     国自安第117号
一部改正
     国自旅第194号
           91号
     国自整第
  平成21年11月20日
     国自安第
            6号
一部改正
            8号
     国自旅第
     国自整第
            6号
  平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
     国自旅第246号
     国自整第145号
  平成23年 3月31日
一部改正 国自安第 76号
     国自旅第169号
     国自整第147号
  平成24年 4月16日
一部改正
     国自安第
           3 4 号
     国自旅第206号
     国自整第
           56号
  平成24年 6月29日
           48号
     国自安第
一部改正
     国自旅第223号
     国自整第
          70号
  平成24年 7月18日
     国自安第105号
一部改正
     国自旅第331号
     国自整第158号
  平成24年11月22日
           16号
一部改正 国自安第
           14号
     国自旅第
           2 4 号
     国自整第
  平成25年 5月15日
一部改正
     国自安第
           70号
     国自旅第
           82号
           8 4 号
     国自整第
  平成25年 7月26日
一部改正
     国自安第127号
     国自旅第203号
```

国自整第148号 平成25年 8月23日 一部改正 国自安第209号 国自旅第343号 国自整第243号 平成25年12月16日 国自安第312号 一部改正 国自旅第623号 国自整第398号 平成26年 3月31日 国自安第155号 一部改正 国自旅第229号 国自整第239号 平成27年11月9日 一部改正 国自安第112号 国自旅第153号 国自整第161号 平成28年 9月 国自安第161号 一部改正 国自旅第233号 国自整第225号 平成28年11月17日 国自安第264号 一部改正 国自旅第405号 国自整第380号 平成29年3月17日 国自安第112号 最終改正 国自旅第162号 国自整第169号 平成29年9月29日

国自整第148号 平成25年 8月23日 国自安第209号 一部改正 国自旅第343号 国自整第243号 平成25年12月16日 国自安第312号 一部改正 国自旅第623号 国自整第398号 平成26年 3月31日 一部改正 国自安第155号 国自旅第229号 国自整第239号 平成27年11月9日 国自安第112号 一部改定 国自旅第153号 国自整第161号 8日 平成28年 9月 一部改正 国自安第161号 国自旅第233号 国自整第225号 平成28年11月17日 国自安第264号 最終改正 国自旅第405号 国自整第380号

平成29年3月17日

各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長自動車局旅客課長自動車局整備課長

各地方運輸局自動車交通部長 関東·近畿運輸局自動車監查指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 料縄総合事務局運輸部長殿

自動車局安全政策課長自動車局旅客課長自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) (略)

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託(高速 バス路線に係るものを除く。)について」(平成16年6月30日付 け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号)に基づく管理 の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24 年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号) に基づく乗合バス委託型管理の受委託(以下これらを「乗合バス の管理の受委託」という。) に基づく運行を行う場合であって、 受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下 「受委託事業」という。)のために使用する事業用自動車その他 の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地 内にある場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者 証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する 運行管理者に限り、受委託事業と受託者が自ら行う事業の運行管 理者を兼務することができる。この場合は、受委託事業のために 使用する事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動 車の数の合計数に応じて運行管理者を選任すること。

また、事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合であって、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業(以下「一般貨物自動車運送事業等」という。)の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の一般貨物自動車運送事業等の運行管理者又は一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務することができる(兼務することができる

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) (略)

(2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託(高速 バス路線に係るものを除く。)について」(平成16年6月30日付け 国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号)に基づく管理の受 委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7 月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号) に基づ く乗合バス委託型管理の受委託(以下これらを「乗合バスの管理 の受委託」という。) に基づく運行を行う場合であって、受託者 が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下「受委 託事業」という。)のために使用する事業用自動車その他の諸施 設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にあ る場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管 理者に限り、受委託事業と受託者が自ら行う事業の運行管理者を 兼務することができる。この場合は、受委託事業のために使用す る事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数 の合計数に応じて運行管理者を選任するよう指導すること。

運行管理者は、旅客自動車運送事業の種類に応じた資格者証及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。)。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。
①~⑤ (略)

(3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者又は補助者を兼務することができる。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

(例) (略)

(4)~(5) (略)

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可又は同法第35条の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている場合については、一般貨物自動車運送事業等の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の一般貨物自動車運送事業等の補助者を兼務しても差し支えない。

また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所<u>の補助者</u>を兼務しても差し支えない。

ただし、<u>これらの</u>場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

 $(7)\sim(9)$ (略)

① \sim ⑤ (略)

3) 同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者又はそれぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、当該営業所で運行管を理する事業用自動車の総数に応じて、当該複数の種類の事業のうちより多くの数の運行管理者資格者証を必要とする種類の事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任するよう指導すること。

(例) (略)

(4) \sim (5) (略)

6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助とし て業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を 兼務しても差し支えない。

また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、<u>その</u>場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

 $(7)\sim(9)$ (略)

附則

改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。